

議案第 15 号

東近江市事務分掌条例の一部を改正する条例の制定について

東近江市事務分掌条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成 31 年 2 月 25 日提出

東近江市長 小 椋 正 清

東近江市事務分掌条例の一部を改正する条例

東近江市事務分掌条例（平成 22 年東近江市条例第 3 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 4 号キ中「交通政策」を「交通安全教育及び啓発」に改め、同条第 9 号に次のように加える。

カ 地域公共交通に関すること。

附 則

この条例は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。